

### 一九二五年商船法

第一八九  
年商船法  
第五八  
條改正

第一條 (一)海員ハ其ノ乗組ム船舶ノ海難又ハ滅失ニ因リ契約ニ定ムル時期以前ニ勞務終了シタルトキハ一八九四年商船法第五十八條ノ規定ニ拘ハラズ本條ノ規定ニ依リ勞務終了ノ時ヨリ二ヶ月間實際ノ失業中ノ日數ニ付勞務終了當時ニ受クル權利ヲ有シタル率ニ從ヒ給料ヲ支給セララルル權利ヲ有ス

(二)船舶所有者カ前項ノ失業カ船舶ノ海難又ハ滅失ニ基カサルコトヲ證明シタルトキハ海員ハ本條ニ依リ給料ヲ受クル權利ヲ有セサルヘク且海員カ適當ナル職務ヲ獲ヘカリシコトヲ船舶所有者カ證明スル日ニ付テハ本條ニ依リ給料ヲ受クル權利ヲ有セス

(三)本條ニ於テ「海員」トハ船舶ニ於テ一切ノ職務ニ使用又ハ雇傭セララルル者ヲ謂フ但シ漁船ニ付テハ當該船舶ノ利益金又ハ總收入ノ分前ニ依リテノミ報酬ヲ受クル船員ヲ除ク

石炭夫又ハ火夫トシテ使用シテ少者ノ使用

第二條 (一)本條ノ規定ニ從ヒ少者ハ一切ノ船舶ニ於テ石炭夫又ハ火夫トシテ使用セララルコトヲ得ス但シ

(イ)本條ノ規定ハ左記ノ場合ニ之ヲ適用セス

- (1)學校船又ハ練習船ニ於ケル前記勞働ニ年少者ヲ使用スル場合但シ右勞働カ商務院ニ依リ承認セラレタル種類ニシテ且同院ノ官吏ノ監督ノ下ニ行ハルル場合ニ限ル

(2)蒸汽以外ノモノニ依リ主トシテ推進スル船舶ニ於ケル前記勞働ニ年少者ヲ使用スル場合

(3)本法第一表第二部ニ掲クル條約案第三條(ハ)號ノ規定ニ從ヒ少者ヲ使用スル場合

(ロ)港内ニ於テ船舶カ石炭夫又ハ火夫ヲ必要トスル場合ニ於テ右職務ニ使用スヘキ十八歳以上ノ者ヲ獲ル能ハサルトキハ十六歳以上ノ年少者ヲ石炭夫又ハ火夫トシテ雇入ルコトヲ得但シ右ノ場合ニ於テハ十八歳以上ノ者一名ニ依リテ爲サルヘキ勞働ヲ爲ス爲ニ十六歳以上ノ者二名ヲ使用スヘシ

(二)海員名簿中ニハ乗組員タル年少者及其ノ出生ノ日ヲ記載スヘク右海員名簿ナキ船舶ニ於テ年少者ヲ使用スル場合ニ於テハ船長ハ右年少者及其ノ出生ノ日並其ノ雇入及雇止ヲ爲スヘキ日ヲ記載スル帳簿ヲ備附クルコトヲ要ス

(三)乗組員ノ雇入契約中ニハ本條ノ規定ノ要綱ヲ記載スヘシ

年少者ノ資格検査

第三條 (一)本條ノ規定ニ依リ年少者ハ其ノ職務ニ使用セララルルニ適スルコトヲ證明スル公認ノ醫師ノ證明書ヲ船長ニ提出スルニ非サレハ船舶内ノ如何ナル職務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ

- (イ)右規定ハ同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル船舶ニ於ケル年少者ノ使用ニハ適用セラレサルヘク且
- (ロ)監督官又ハ領事ハ緊急ノ理由アルトキハ前記證明書カ船長ニ提出セラレサル場合ト雖年少者ヲ船舶ニ於テ使用スルコトヲ許容スルコトヲ得但シ右ニ依リ許容セラレタル年少者ハ本條前段ノ規定ニ依ル場合



ノ外ハ其ノ乗船後ニ於ケル當該船舶ノ第一ノ寄港地ヲ超ヘテ之ヲ使用スルコトヲ得ス  
 (二)本條ノ證明書ハ其ノ發給ノ日ヨリ十二月限リ效力ヲ有ス  
 但シ右十二月ノ期間カ年少者ヲ使用スル船舶ノ航海中滿了スルトキハ當該證明書ハ其ノ航海ノ終了迄  
 效力ヲ有ス

罰則

第四條 (一)本法ノ規定ニ違反シ年少者ヲ船舶ニ於テ使用シタルトキハ當該船舶ノ船長ヲ四十志以下ノ罰金  
 ニ處シ其ノ再犯又ハ再犯以上ナルトキハ之ヲ五磅以下ノ罰金ニ處ス年少者ノ使用カ前記諸規定ノ違反ニ  
 非サル年齡ナルコトノ虛偽又ハ偽造ノ證明書ヲ年少者ノ親カ若ハ年少者ノ親ト通謀シテ作成シ又ハ年少  
 者ノ親カ右ノ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルコトニ因リ年少者ヲ船舶ニ使用シタルトキハ略式手續ヲ以テ右ノ年  
 少者ノ親ヲ四十志以下ノ罰金ニ處ス

(二)本法ニ基キ船長カ保管スルコトヲ要スル帳簿ヲ保管セス又ハ商務院官吏其ノ他一八九四年乃至一九二  
 三年ノ商船法ノ施行ノ任ニ當ル者ヨリ要求アリタル場合ニ於テ前記帳簿若ハ本法ニ基キ船長ニ交付セラ  
 レタル證明書ノ檢閲ノ爲之ヲ提出スルコトヲ拒ミ若ハ怠リタル船長ハ之ヲ二十磅ヲ超ヘサル罰金ニ處ス

定義

第五條 本法ニ於テ  
 「年少者」トハ十八歳未滿ノ者ヲ謂ヒ

「船舶」トハ英本國ニ於テ英國船舶トシテ登録セラレタル一切ノ種類ノ航洋船舶並漁船原簿ニ登録セラレ  
 タル英國漁船ヲ包含ス但シ曳船、浚渫船、sludge-vessel 舢舨其ノ他ノ舟艇ニシテ其ノ平素使用セラルル  
 港灣ニ於ケル官憲ノ海上ノ管轄區域ヲ超ヘテ航行セサルモノハ其ノ本來ノ事業ニ使用セラルル限り之ヲ  
 除クモノトス

英國領土  
 ニ對スル  
 適用

第六條 (一)皇帝ハ必要且便宜ト認ムルトキハ命令ノ定ムル變更及修正ヲ加ヘ本法第二表ニ掲クル以外ノ英  
 本國外ノ領土ニ登録セラレタル船舶ニ對シ英本國ニ登録セララル船舶ニ對スルト同様ニ本法ノ規定ヲ閣  
 令ヲ以テ適用スルコトヲ命スルコトヲ得  
 (二)本條ニ於テ英國領土ト稱スルハ保護領並委任統治地域ヲ含ム但シ第二表ニ掲クル領土ノ政府カ受託シ  
 タル委任統治地域ハ此ノ限ニ在ラス  
 (三)本條ニ基ク閣令ハ其ノ後公布セララル閣令ニ依リ之ヲ變更又ハ廢止スルコトヲ得

略稱及解  
 釋

第七條 本法ハ一九二五年商船法(國際勞働條約法)ト稱シ一八九四年乃至一九二三年ノ商船法ト一體ヲ爲  
 スモノトシ右諸法及本法ヲ併セ一八九四年乃至一九二五年商船法ト稱ス

別表

第一表



第一部 船舶ノ滅失又ハ沈没ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關スル條約案

第一條

本條約ニ於テ「海員」ト稱スルハ海洋航行ニ從事スル船舶ニ使用セラルル一切ノ者ヲ包含ス

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルト問ハス海洋航行ニ從事スル各種ノ船舶舟艇ヲ總テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

第二條

船舶ノ滅失又ハ沈没ノ場合ニ於テハ船舶所有者其ノ他ノ者ニシテ海員カ之ト船舶内ノ服役ヲ契約シタルモノハ當該船舶ノ滅失又ハ沈没ヨリ生スル失業ニ對シ右船舶ニ使用セラレタル各海員ニ補償金ヲ支拂フヘシ右ノ補償金ハ契約ニ依リ支拂ハルヘキ賃銀ト同率ヲ以テ海員實際ノ失業中ノ日數ニ付之ヲ支拂フヘシ尤モ一人ノ海員ニ對シ本條約ニ基キ支拂ハルヘキ全補償金額ハ二月分ノ賃銀ニ之ヲ制限スルコトヲ得

第三條

海員ハ右補償金ノ請求ニ付テハ其ノ服役期間ニ對スル賃銀ノ延滞額ノ請求ニ付有スルト同一ノ救済ヲ有スヘシ

第四條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ其ノ殖民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ左ノ條件ノ下ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

(イ) 其ノ規定カ土地ノ狀況ニ照シ適用不可能ニ非サルコト

(ロ) 其ノ規定ヲ土地ノ狀況ニ適應セシムル爲必要ナル變更ヲ加フルコト

各締盟國ハ其ノ殖民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ付其ノ執リタル措置ヲ國際労働事務局ニ通告スヘシ

第一條

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルト問ハス海洋航行ニ從事スル各種ノ船舶舟艇ヲ總テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

第二條

十八歳未満ノ年少者ハ船舶ニ於テ石炭夫又ハ火夫トシテ使用セラレ又ハ労働スルコトヲ得ス



(イ) 學校船又ハ練習船ニ於ケル年少者ノ爲ス勞働但シ此ノ種ノ勞働ハ公ノ機關ノ承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

(ロ) 蒸汽以外ノモノニ依リ主トシテ推進スル船舶ニ於ケル年少者ノ使用

(ハ) 十六歳以上ノ年少者ニシテ體格検査ニ合格シ印度及日本ノ沿岸貿易ニ専ラ従事スル船舶ニ石炭夫

又ハ火夫トシテ使用セラルルモノ尤モ右二國ニ於ケル最代表的ナル使用者團體及勞働者團體ト協議

ノ上定メラルル規則ニ從フヘキモノトス

第四條

十八歳未満ノ年少者ニ非サレハ石炭夫又ハ火夫トシテ雇入レ難キ港ニ於テ之ヲ必要トスルトキハ右年少者ト雖使用スルコトヲ得ヘク且右ノ場合ニ於テハ必要ナル石炭夫又ハ火夫一名ニ代ヘテ年少者二名ヲ雇傭スルコトヲ要ス右年少者ハ少クトモ十六歳タルヘシ

第五條

本條約ノ規定ノ實行ヲ容易ナラシムル爲各船長ハ其ノ船舶ニ於テ使用スル十八歳未満ノ一切ノ者及其ノ出生ノ日ヲ記載シタル帳簿又ハ海員名簿ヲ備附クルコトヲ要ス

第六條

乗組員ノ雇入契約ニハ本條約ノ規定ノ要綱ヲ記載スヘシ

第十一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第三部 海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ強制體格検査ニ關スル條約案

第一條

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハス海洋航行ニ従事スル各種ノ船舶舟艇ヲ總テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

第二條

同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル船舶ニ於ケル場合ヲ除クノ外兒童又ハ十八歳未満ノ年少者ハ其ノ船舶内勞働ニ適スルコトヲ證明シ且權限アル機關ノ承認スル醫師ノ署名シタル健康證明書ノ提出アルニ非サレハ之ヲ斯ル勞働ニ使用スルコトヲ得ス

第三條

右ノ兒童又ハ年少者ハ一年ヲ超エサル期間内ニ右體格検査ノ更新アリ且新検査毎ニ其ノ海上勞働ニ適スル



コトヲ證明スル健康證明書ノ提出アルニ非サレハ之ヲ斯ル労働ニ繼續使用スルコトヲ得ス健康證明書ノ有  
效期間カ航海中滿了スルトキハ右證明書ハ該航海ノ終了迄效力ヲ存スヘシ

第四條

緊急ナル場合ニ於テハ權限アル機關ハ十八歳未滿ノ年少者カ第二條及第三條ノ定ムル検査ヲ受ケスシテ乘  
組ムコトヲ許容スルコトヲ得但シ當該船舶ノ寄港スル最初ノ港ニ於テ右検査ヲ受クルコトヲ要ス

第九條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條  
約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第二表

閣令ヲ以テ本法律ヲ適用スルコトヲ得サル領土

英領印度

加奈陀

濠洲聯邦(「バプア」及「ノトフォーク」島ヲ含ム)

新西蘭

南阿弗利加聯邦  
愛蘭自由國  
ニューファウンドランド



6710  
14

h Court)  
サレタルトキ)

衆議院  
12.4.10  
圖書館

寄贈

11011



資格證書ノ禁止若ハ停止ノ審判裁決ニ對スル(上訴ヲ受理スル裁判所)

(Court of Appeal)

(上訴ハ上記ノ裁決ニ對シ再審ノ申請ナク又同申請カ拒否セラレタル場合ニ限り許サル)

(a)

高等裁判所 (High Court)

(裁決カ英克蘭ニ於テ言渡サレタルトキ及裁決カ海軍審判所ニ依リテ言渡サレタルトキ)

(b)

高等民事裁判所 (Court of Session)

(裁判カ蘇格蘭ニ於テ言渡サレタルトキ)

(c)

高等裁判所 (High Court)

(裁決カ愛耳蘭ニ於テ言渡サレタルトキ)

英國(屬領地政府)ノ法令ニ從ヒ行ヒタル審判ニ對スル(再審)

(英國本土ニ於ケルト同一ノ手續ニ依リ商務院ノ特命シタル裁判所)

英國屬領地ニ於テ行ヒタル裁判所ノ命令(Order)又ハ判定(Finding)ニ對スル上訴ヲ受理スル裁判所

英蘭ノ高等裁判所

(High Court of England)

英國本土ニ於テ船舶ノ事變ニ關シ下調ヲ爲ス官吏

(Officers Holding Preliminary Inquiry Respecting Ship's Casualties)

(a)

海岸保護監察官又ハ税關長 (Inspecting Officer of Coast Guard  
of Chief Officer of Custom)

(船舶ノ事變カ英本國ノ海岸又ハ其附近ニ於テ發生シタルトキ)

(英本國以外ノ地ニ於テ事件カ發生シタルモ之ニ關スル證人カ國內ニ在ルトキ)

(b)

商務院ヨリ特命サレタル官吏





(I)

船舶ノ事變 (Ship's Casualties) = 關スル 審判所

(a)	(b)	(c)
略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction.)	難破船調査委員 (Wreck Commissioner)	海軍審判 (Naval Court)
一人若ハ一人以上ノ航海機關其ノ他ノ技能ヲ有スル陪審員ノ補助ノ下ニ審判ヲ行フ 證書ノ停止若ハ禁止ヲ言渡ス場合ニハ上記ノ陪審員二人以上ノ立會ヲ要ス		三人以上五人以下判官ニヨリ組織ス内一人ハ海軍將校、一人ハ領事、一人ハ船殘リハ海軍將校船ハ商人タルヲ要ス

(I)

船舶ノ事變、船舶職員ノ不適任若ハ失行ニ關

屬領地ノ立法議院ノ指定スル表  
(Court or Tribunals.)

(I)

(a)	(b)
略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction)	難破船調査委員 (Wreck Commissioner)
原審判ヲ爲シタル	



( I )

船舶ノ事變 (Ship's Casualties) ニ關スル 審判所

( a )	( b )	( c )
略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction.)	難破船調査委員 (Wreck Commissioner)	海軍審判 (Naval Court)
一人若ハ一人以上ノ航海機關其ノ他ノ技能ヲ有スル陪審員ノ補助ノ下ニ審判ヲ行フ 證書ノ停止若ハ禁止ヲ言渡ス場合ニハ上記ノ陪審員二人以上ノ立會ヲ要ス		三人以上五人以下判官ニヨリ組織ス内一人ハ海軍將校、一人ハ領事、一人ハ船殘リハ海軍將校船ハ商人タルヲ要ス

( I )

船舶ノ事變、船舶職員ノ不適任若ハ失行ニ關

屬領地ノ立法議院ノ指定スル表  
(Court or Tribunals.)

( I )

( a )	( b )
略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction)	難破船調査委員 (Wreck Commissioner)
原審判ヲ爲シタル	



英國ニ於テ英本國政府ノ法令ニ遵ヒ海事行政上ノ裁判又ハ審判ヲ行フ(官衙)

(I)

船舶ノ事變(Ship's Casualties)ニ關スル審判所

(a)	(b)	(c)
略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction.)	難破船調査委員 (Wreck Commissioner)	海軍審判所 (Naval Court)
一人若ハ一人以上ノ航海機關其ノ他ノ技能ヲ有スル陪審員ノ補助ノ下ニ審判ヲ行フ 證書ノ停止若ハ禁止ヲ言渡ス場合ニハ上記ノ陪審員二人以上ノ立會ヲ要ス		三人以上五人以下ノ審判官ニヨリ組織ス 内一人ハ海軍將校、一人ハ領事、一人ハ船長、残りハ海軍將校船長又ハ商人タルヲ要ス

(II)

海技免狀ヲ受有スル船舶職員ノ不適任又ハ失行ニ關スル審判所

(a)	(b)	(c)	(d)
商 務 院 (Board of Trade)	地方海事委員會 (Local Marine Board)	略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction)	海 軍 審 判 所
警察裁判官若シ同官在ラサルトキハ商務院ノ指定スル法律家ノ補助ノ下ニ審判ヲ行フ			

(III)

船長ノ退職若ハ就職ヲ命スル裁判所(Admiralty Court)

(a)	(b)	(c)
高等裁判所(英、愛) (High Court)	高等民事裁判所(蘇) (Court of Session)	海 軍 審 判 所
船舶所有者又ハ其ノ代理人船舶受託者、證書ヲ受有スル運轉士、乗組員ノ三分ノ一以上ノ請求アル場合ニ於テ裁判ヲ行フ		

英國屬領地政府ノ法令ニ從ヒ海事行政上ノ裁判又ハ審判ヲ行フ(官衙)

(I)

船舶ノ事變、船舶職員ノ不適任若ハ失行ニ關スル審問ヲ行フ審判所

屬領地ノ立法議院ノ指定スル裁判所  
(Court or Tribunals.)

(II)

船長ノ退職若ハ就職ヲ命スル裁判所

屬領地ノ海事裁判所又ハ副海事裁判所  
(Colonial Admiralty Court or Vice-Admiralty Court)

英本國政府ノ法令ニ從ヒ行ヒタル海事裁判又ハ審判ニ對スル再審

(Rehearing of Investigation or Inquiry)

商務院ノ命ニ從ヒ下記ノ裁判所又ハ官衙執行ス

(I)

(a)	(b)	(c)	(d)
略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction)	難破船調査委員 (Wreck Commissioner)	商務院特命ノ官衙 (Other Authorities)	海 軍 審 判 所
原審判ヲ爲シタル同一官衙			

(II)

(a)	(b)
高等裁判所(英、愛) (High Court)	高等民事裁判所(蘇) (Court of Session)
(1) 上級裁判官 (Senior Lord Ordinary) (2) 裁判所長ノ命スル裁判官	











印圖卷

蘇州府志

卷之

蘇州府志

印圖四卷八日三日

印圖四卷八日一日



